

改正 平成一七年 四月二六日三重県規則第五 平成一八年 三月二八日三重県規則第二
二号 九号
平成二一年 三月二五日三重県規則第二 平成二一年一月二一日三重県規則第六
七号 五号
平成二九年 三月二四日三重県規則第一
三号

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則をここに公布します。

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(再生資源等の測定方法)

第三条 条例第二条第二号の規則で定める方法は、「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」（平成三年五月三十日科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会報告）に基づく空間放射線量率の測定方法に準じて測定する方法とする。

全部改正〔平成二一年規則二七号〕、一部改正〔平成二九年規則一三号〕

(認定基準等)

第四条 条例第六条第一項第二号に掲げる基準のうち、生産に用いる再生資源等の割合は、別表第一のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

2 条例第六条第一項第二号に掲げる基準のうち、県内で発生する再生資源等の割合は、製品の生産に使用される再生資源等の重量の五十パーセント以上とする。

3 すべての製品において、前二項に規定する割合については、可能な限り高い率とするよう努めなければならない。

4 条例第六条第一項第四号の基準は、別表第二のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる製品の種類ごとに、同表の下欄に掲げる認定基準とする。ただし、再生資源等の性状や製品の用途等によっては、あらかじめ認定委員の意見を聴いた上で、必要な項目を認定基準の項目に加えることができる。

5 知事は、別表第一又は別表第二に掲げる認定基準が制定されていない製品にあつては、認定委員の意見を聴いて、当該製品を認定リサイクル製品として認めることができる。

6 知事はリサイクル製品の安全性を確認するため、試験研究機関等による試験検査結果等の提出を求めることができる。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号・二一年二七号・六五号〕

(認定委員の任期等)

第五条 認定委員の数は、二十名以内とする。

2 認定委員の任期は、三年以内とし、再任を妨げない。

3 知事は、必要があると認めるときは、認定委員以外の者から意見を聴くことができる。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号・二一年六五号〕

(認定の申請等)

第六条 条例第八条第一項の規定による申請は、リサイクル製品認定申請書（第一号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 条例第六条第一項の認定基準に適合することを証する書類（計量法（平成四年法律第五十一号）第一百条の二第一項の証明書等は申請日の前九十日以内に発行されたものに限る。）

二 リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類

三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類

四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を明らかにする書類

五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類

六 条例第十一条第一項に規定する品質等管理計画

七 その他知事が必要と認めるもの

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号・二九年一三号〕

(認定の有効期間)

第七条 条例第八条第二項の有効期間は、五年とする。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

(認定の通知)

第八条 条例第八条第四項の規定による通知は、リサイクル製品認定通知書（第二号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

(認定リサイクル製品であることの表示)

第九条 条例第八条第五項の規定による表示は、次に掲げる表示のいずれかにより行うものとする。

一 「三重県認定リサイクル製品」の文字の表示

二 知事が別に定める図形の表示

三 前二号の表示を同時に使用した表示

2 前項第二号の知事が別に定める図形を使用する場合は、これを変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）し、他の図形若しくは前項第一号に掲げる文字以外の文字を同時に使用し、又は知事が別に定める色以外の色を用いてはならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

(要件に適合しない旨の通知)

第十条 条例第八条第六項の規定による通知は、リサイクル製品認定基準不適合通知書（第三号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

(認定後の確認の申請等)

第十一条 条例第八条第七項の規定による申請は、認定リサイクル製品確認申請書（第四号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、第六条第二項第一号に掲げる書類その他知事が必要と認めるものを添付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号・二一年六五号〕

(認定後の確認の通知)

第十二条 条例第八条第八項の規定による通知は、認定リサイクル製品確認結果通知書（第五号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

(変更の申請等)

第十三条 条例第九条第一項の規定による申請は、認定リサイクル製品変更申請書（第六号様式）により行うものとする。

2 前項の申請には、第六条第二項に規定する書類（変更事項に係るものに限る。）を添付するものとする。

3 条例第九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定生産者の主たる事務所の所在地

二 認定生産者の主たる事務所の名称

三 認定生産者の代表者の氏名

四 製品名（製品名を追加する場合を除く。）

五 工場等の名称

六 販売範囲及び販売量実績

- 七 製品の仕様（品質及び安全性に係る変更を除く。）
 - 八 販売条件
 - 九 使用する再生資源等の県内割合（増加する場合に限る。）
 - 十 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格の変更に伴う
条例第八条第一項の規定による申請に係る事項
 - 十一 認定生産者（認定リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件に変
更がない地位の承継の場合に限る。）
- 4 条例第九条第二項の規定による届出は、認定リサイクル製品変更届出書（第七号様式）により行
うものとする。

追加〔平成一八年規則二九号〕、一部改正〔平成二九年規則一三号〕

（品質等管理計画の記載事項）

第十四条 条例第十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、検査方法及
び検査頻度
- 二 認定リサイクル製品の生産工程を管理するための項目及び目標値又は基準値
- 三 再生資源等の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、受入れに当たっての
検査方法及び検査頻度
- 四 その他認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために知事が必要と認める事項

追加〔平成一八年規則二九号〕、一部改正〔平成二一年規則六五号〕

（適合状況の報告等）

第十五条 条例第十一条第二項の規定による報告は、リサイクル製品認定基準適合状況報告書（第八
号様式）により、製品が認定された日から起算して一年、二年、三年、四年及び五年を経過する日
の翌日を起算日としてそれぞれ三十日以内に行うものとする。ただし、条例第八条第三項の規定に
より同一製品について再度認定を受けるために申請書の提出を行った年の報告については、この限
りでない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 条例第六条第一項の認定基準に適合することを証する書類
- 二 認定リサイクル製品の生産等において利用する原材料並びに再生資源等の受入れ状況、保管状
況、配合割合及び成分を明らかにする書類
- 三 認定リサイクル製品の生産、販売及び保管に関する書類
- 四 認定リサイクル製品の仕掛品又は半製品の生産量及び在庫状況並びに製造過程で発生する有価
物及び廃棄物の量を明らかにする書類
- 五 条例第十一条第一項に規定する品質等管理計画
- 六 前号の計画の実施状況を明らかにする書類
- 七 その他知事が必要と認めるもの

追加〔平成一八年規則二九号〕、一部改正〔平成二一年規則六五号・二九年一三号〕

（認定の取下げ）

第十六条 条例第十二条第一項の規定による届出は、製品認定取下げ届出書（第九号様式）により行
うものとする。

追加〔平成一八年規則二九号〕

（県の行う工事における掲示等）

第十七条 条例第十五条第三項の規定による掲示は、当該工事を行う場所において看板、表示板等
により行うものとする。

2 条例第十五条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 製品名
- 二 認定番号
- 三 再生資源等を使用した製品である旨

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

（身分証明書）

第十八条 条例第十六条第三項の身分を示す証明書の様式は、第十号様式のとおりとする。

一部改正〔平成一七年規則五二号・一八年二九号〕

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月二十六日三重県規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県規則第二十九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第四十三号。以下この項において「改正条例」という。）による改正前の三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号。次項において「旧条例」という。）第六条第一項の規定による認定を受けている者に係る当該認定の基準については、改正後の規則第四条及び別表第二の規定にかかわらず、改正条例による改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例第九条第一項の規定による変更の申請を行う場合を除き、平成十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧条例第六条第一項の規定による認定を受けている者については、改正後の規則第十五条第二項第六号及び第七号の規定は、平成十八年十二月三十一日までの間は、適用しない。

附 則（平成二十一年三月二十五日三重県規則第二十七号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月十一日三重県規則第六十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間（以下この項において「経過期間」という。）において、この規則の施行の際、現に条例第六条第一項の規定による認定を受けている製品（経過期間内に条例第八条第三項に規定する申請があったものを含む。）に係る改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（次項において「改正規則」という。）第四条第一項及び第二項の規定は、当該製品の認定期限が到来するまでの間は、適用しない。

3 この規則の施行の際、現に条例第六条第一項の規定による認定を受けている製品に係る改正規則第四条第四項の規定については、平成二十二年三月三十一日までは、なお従前の例による。

別表第一（第四条関係）

附 則（平成二十九年三月二十四日三重県規則第十三号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則のによる改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第十五条第二項の規定は、平成二十九年七月一日以降に行われる同条第一項による報告について適用し、同日までに行われる同項による報告については、なお従前の例による。

区分	割合
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき策定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下この項において「基本方針」という。）に再生資源等の割合が定められている製品	基本方針に定められた配合率
コンクリート二次製品（再生資源等として熔融スラグのみを用いて生産されたもので、日本工業規格プレキャスト鉄筋コンクリート製品又はプレキャスト無筋コンクリート製品のうち附属書に推奨仕様が示されている製品に限る。）	コンクリート配合に占める熔融スラグの重量の割合が十パーセント以上

緑化基盤材（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が八十パーセント以上
肥料（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が百パーセント
間伐材類製品（再生資源等として間伐材類のみを使用しているものに限る。）	製品の木質部に占める再生資源等の重量の割合が百パーセント

備考 割合については、小数点以下を四捨五入した値とする。

全部改正〔平成二一年規則六五号〕、一部改正〔平成二九年規則一三号〕

別表第二（第四条関係）

区分	製品の種類	認定基準
1 品質及び安全性に関する基準	すべての製品	工業標準化法第十七条第一項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しくは基準
	肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第二十二条に規定する届出された「特殊肥料」	「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号）の「別表十二汚泥肥料等」の左欄の下水汚泥肥料の基準のうち、含有を許される有害成分の最大量の条件
	製品の用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するもので、前項に掲げるものを除く。	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成三年環境庁告示第四十六号）の別表に定める項目のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素の環境上の条件
2 その他の基準	すべての製品	国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第十条第一項に基づき県が作成する環境物品等の調達の推進を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品ごとの基準

一部改正〔平成二一年規則六五号・二九年一三号〕